

障害者の雇用促進・維持等に関する要請書

宮城県政及び仙台市政並びに労働行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

持続可能な地域社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず全ての方が豊かに生きる権利の主体として存在し、安心して暮らせる社会を実現することが必要であり、障害者の社会参加は官民挙げて取り組むべき課題となっております。

特に「雇用」につきましては、社会参加のための基本となる活動であり、働くことを通じて社会参加から社会貢献へとつながるとともに、企業としても魅力ある職場として人材確保の可能性が拡大するものであり、これらを進展させるためには、直接雇用の場を提供していただく事業主の皆様の御理解が大変重要となっております。

障害者の社会参加への意欲の高まりや、事業主の皆様の障害者雇用への御理解及び御尽力により、障害者の就職件数は年々増加傾向であり、令和6年度の県内各ハローワークを通じた件数は 2,150 件と、過去最高となりました。

しかしながら、令和6年6月1日現在の県内の民間企業における障害者雇用率は 2.39%と、法定雇用率(2.5%)を達成しておりません。また、法定雇用率については、令和6年4月から 2.5%に引き上げられ、さらに、令和8年7月から 2.7%に引き上げられることが決まっている状況下において、本年9月末現在、いまだ 6,200 人余りの方がハローワークに登録して仕事を探しておられる状況であり、今後も障害者の雇用環境について更なる改善が求められております。

こうした状況を踏まえ、宮城県、仙台市、宮城労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部は、連携を密にして、障害者就職面接会、各種セミナーの開催や職場定着支援、職場見学・職場実習の推進など、障害者雇用を推進する事業主の皆様や就職を希望する障害者に対する支援を引き続き全力で行ってまいります。また、障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務等について、事業主の皆様へ周知を図ってまいります。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、障害者雇用促進

法の規定に基づく責務を御理解いただくとともに、障害者が安定した職業に就き、職業生活においてその能力を最大限発揮することができるよう、次の要請項目について、会員の皆様にお知らせいただきますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

- 1 障害者雇用の一層の促進
- 2 法定雇用率未達成企業における法定雇用率の早期達成
- 3 職場定着に向けた取組の推進
- 4 職場見学及び職場実習の受入れ
- 5 障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供

令和7年11月12日

一般社団法人宮城県経営者協会
会長 増子 次郎 殿

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩



仙 台 市 長 郡 和 子



宮 城 労 働 局 長 松 瀬 貴 裕



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮 城 支 部 長 佐 々 木 祥 英

